

第6回 純資産の部の変化

(自己株式、利益積立金、種類株式)



会計と経営のブラッシュアップ
平成 25 年 8 月 5 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論Ⅱ 佐藤信彦外著 H23年4月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第9版 伊藤邦雄著 H24.3日本経済新聞社発行)(金庫株の税・会計・法律の実務 Q&A 山田&パートナーズ編 2011.6中央経済社刊)

I.(貸方側)経営資本とは何か？

負債と資本と一緒に経営資源を支えているか
(負債とは何か、資産か資本か、どちらなのか)
総額としての実体資産を支える負債と資本か
純財産(資産-負債)を支える株主持分(純資産)か

1.(借方側)経営資源(経営活動の基礎)の重点の変遷

何を重視して経済活動が行われているか。その変化で、会計も変化する。

(1)実物経済(モノ作りの経済)…貸方経営資本(実物の活用)

株主から拠出された資本は、会社の生産的設備へ投資されて利益を獲得するということが想定されていた。実物中心の経済である。経営者は貸方資本の維持を重視しなければならなかった。(結果重視思考)

(2)マネー経済(金融財の経済)…経営資本の流動性化、弾力化(マネーの活用)

経済の中心が実物財から、金融財へ移行する。
金融財の比重の高まった経済社会では、「ボラティリティ」(価格の変動)と「フィージビリティ」(現金化可能性)を特性とする借方金融資産が重視されるリクイデーション(清算)重視の経済である。(結果と将来)

(3)知的情報経済(知的ビジネスの経済)…ベンチャー化(人・知恵の活用)

知識に対する資金の提供という図式である。知的ビジネスモデルによる知恵とアイデアを事業に創り変えるようなイメージで、人、ノウハウを重視する経済活動が中心となる。(将来思考)

(4)借方経営資源(マイナスの負債も含む)の変化と会計の複眼思考

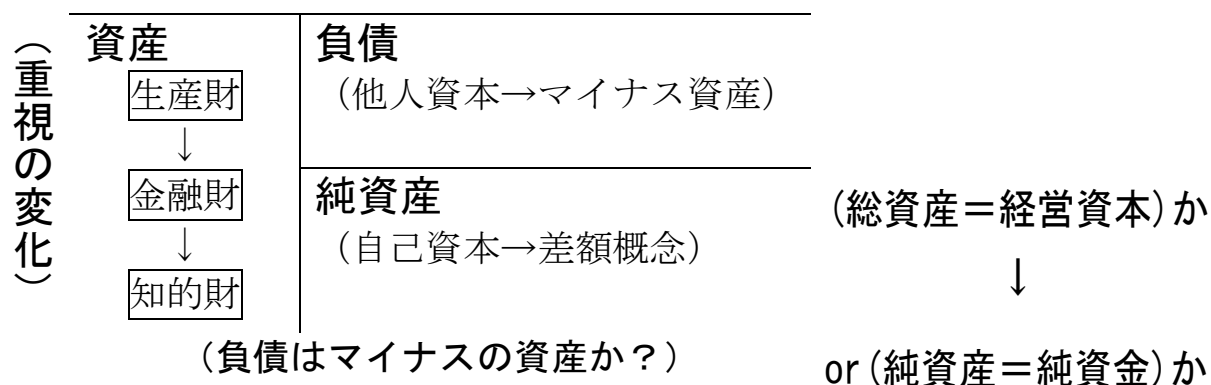
本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

(5) 経営資源は、総額か、マイナス分（負債）を合算して考えるべきか



2. 会社法における資本の部から純資産の部への改正

(1) 従来は資本を、払込資本金と獲得利益の留保としてきた。

また、資産の部、負債の部、資本の部という区分を行ってはいたが、特に資本の部の区分は大多数の賛同を得られたものではなかった。

その理由は、負債と資本の関係が次第に区分しづらくなってきているという事実がある。(例えば、資本は負債とどう違うのか?)

- ① 返済期限の定めのない永久債は、負債と言えるのか。経済実態として資本と比較してどのような差があるのか。
- ② 償還株式は社債とどこが違うのか。
- ③ 土地評価差額金や金融商品の時価評価損益は、株主への帰属という点で見ると変動中の評価差額は、獲得利益とどのような差があるのか。
- ④ 連結財務諸表の少数株主持分は負債なのか、資本なのか。
- ⑤ 新株予約権は権利行使されれば資本となるが、権利行使されない場合は利益となり、負債(義務)とも資本(利益)とも言えない。

(2) 今回の会社法の改正は、純資産の部について、従来の資本概念を**株主資本**という形で残しつつ、時価評価差額損益、繰延ヘッジ損益、少数株主持分、新株予約権などを**株主資本以外の項目**として区分し、両者を合わせて純資産とした。

即ち、資本主の持分「**株主への帰属＝資本の部**」から、資産と負債の差額「**資産－負債＝純資産の部**」への変化である。

(3) 債権者保護から自己責任への流れの中で

資本の部(意味付けをしていたもの)から純資産の部(計算上の差額)

「資本の部」と「純資産の部」の対比

資本の部		純資産の部
<p>I 資本金</p> <p>II 新株式申込証拠金</p> <p>III 資本剰余金</p> <p style="padding-left: 20px;">1 資本準備金</p> <p style="padding-left: 20px;">2 その他資本剰余金</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 資本金及び資本準備金減少差益</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 自己株式処分差益</p> <p style="padding-left: 20px;">資本剰余金合計</p> <p>IV 利益剰余金</p> <p style="padding-left: 20px;">1 利益準備金</p> <p style="padding-left: 20px;">2 任意積立金</p> <p style="padding-left: 40px;">別途積立金</p> <p style="padding-left: 20px;">3 当期未処分利益</p> <p style="padding-left: 20px;">利益剰余金合計</p> <p>V 土地再評価差額金</p> <p>VI 株式等評価差額金</p> <p>VII 自己株式</p> <p>VIII 自己株式申込証拠金</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> } ↔ { </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> } ↔ { </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> } ↔ { </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> } ↔ { </div>	<p>I 株主資本</p> <p style="padding-left: 20px;">1 資本金</p> <p style="padding-left: 20px;">2 新株式申込証拠金</p> <p style="padding-left: 20px;">3 資本剰余金</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 資本準備金</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) その他資本剰余金</p> <p style="padding-left: 40px;">×××</p> <p style="padding-left: 20px;">資本剰余金合計</p> <p style="padding-left: 20px;">4 利益剰余金</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 利益準備金</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) その他利益剰余金</p> <p style="padding-left: 20px;">別途積立金</p> <p style="padding-left: 20px;">繰越利益剰余金</p> <p style="padding-left: 20px;">利益剰余金合計</p> <p style="padding-left: 20px;">5 自己株式</p> <p style="padding-left: 20px;">6 自己株式申込証拠金</p> <p style="text-align: center;">株主資本合計</p> <p>II 評価・換算差額等</p> <p style="padding-left: 20px;">1 その他有価証券評価差額金</p> <p style="padding-left: 20px;">2 繰延ヘッジ損益</p> <p style="padding-left: 20px;">3 土地再評価差額金</p> <p style="padding-left: 20px;">評価・換算差額合計</p> <p>III 新株予約権</p> <p>IV 少数株主持分</p>
資本合計	<p>新 設 →</p> <p>新 設 →</p> <p>(連結の場合)</p>	純資産合計

3. 純資産の部の区分

これまで資本の部は、報告主体の所有者に帰属するものを表示するものとされて来たが、今回純資産の部と表示され、資産の部と負債の部に表示されないものが純資産の部へ表示されることになった。

(1) 会計基準

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（H17.12 ASBJ）

(2) 株主資本

会社法では、取崩しの区分によって資本金、準備金、剰余金に分類することになったが、会計学上は、源泉によって払込資本と留保利益に分類する考え方を重視している。

(3) 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地評価差額金、為替換算調整勘定(連結)など。

未だ株主に帰属しない部分であり、次期以降に利益として確定した時に、当期純利益を通じて株主資本となるものであり、株主資本とは明確に区分される。

(4) 新株予約権

新株ないし自己株式の交付を受けることのできる権利をいう。権利の行使は自由であり、コール・オプションとしての性格を有している。

従来は、権利が確定するまではその性格が明確化しないため、負債の部の仮勘定とされて来た。しかし、返済義務を負う負債でないため純資産の部への表示となった。

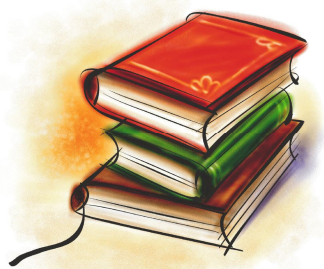
(5) 改正前の商法

資本	—	株主の払込資本
資本の減少	—	株主への払込資本の返還
債権者保護	—	資本維持の原則

(6) 改正後の会社法

資本	—	貸借対照表上の単なる計数
資本の減少	—	計数の振替変更
債権者保護	—	開示の充実

債権者保護から自己責任へ



(7月のごあいさつ)

平成23年7月13日(水)

6月には台風が2個(度)来て、完全な真夏になりました。30℃は超えています、木陰は風が涼しく、本土の38℃にはびっくりしています。

武田隆二先生の財務諸表論第11版第18章(平成21年 中央経済社発行)を読ませていただいて、**会社法会計の考え方の変化**をそういうことなのかと感ずることができた。

従来、債権者保護の視点から、資本を株主から抛出された資本として、それを維持すべきものとする思考(**資本維持の原則**)は明確に存在した。しかし、この実質は不明確で、会社法になって資本は、貸借対照表上の一つの計数に過ぎないものとして捉える立場へと変化した。計算上も自己資本を純資産に名称を変えて、単に**資産と負債との差額**とすることになった。

「旧商法は、利益の配当というきわめて限られた場合のみ資本を会社財産の維持のための道具に使っているにすぎず、事業損失との関係では資本は何の役割も果たしていない。単なる貸借対照表上の計数にすぎず、現実の会社財産との関係では、まったく意味のないものという整理をしている」(那谷大輔・和久友子編著 会社法の計算評解 2006年中央経済社)という。

従って、法律では資本制度を採用しているものの、**会社財産の維持に関する別段の規制がない**ため、債権者として自己の債権回収を確実なものとしようとするれば、「**開示の充実による自己防衛**」に期待せざるを得ないということになる。

現代社会においては、「**市場原理**」のうえに立った「**自己責任原則**」が前面に押し出されている。原則として経済主体が「**自己の自由意思**」をもって、「**自らの判断で経済活動を営む**」のであるが、そこでは、政府が事前に市場に介入し、経済活動を規制することをしない反面、各経済主体の行動結果については「**自己責任**」をもって応じなければならないことが想定されている。

このような環境理解が背景にあって、会社法では「**債権者保護**」に代替する形での「**開示の充実**」となったという理解である。

しかし乍ら、現実に投資者、債権者の自己防衛のための**開示の充実**がなされているか否かという点は上場会社を除き、必ずしも充分とは言えないのが現状である。資本の減少、合併、自己株式の取得などの場合の債権者保護手続ではなく、日常の中小企業の取引の安全のためにも、**開示の充実**は極めて重要であるが、その点については法律も、会計実務も充分であるとは言えないのではないか。

4. 払込資本

(1) 会社法の改正

(2) 資本金額の決め方

平成 18 年の会社法の改正により、「払込価額主義」となった。このため従来は、**資本金の額＝発行株式の発行価額×発行株式の数**であったものが、**資本金の額＝株主から会社へ払込まれた金額**となり、株式数と資本金の額との関係は**完全に切断**された。

(3) 増資の会計処理

(4) 減資の会計処理

(5) 資本準備金の増減

(6) 債権者保護と開示の充実

資本金は債権者保護にとって**単なる名目**にすぎず、その役割は果たさず、**単なる貸借対照表上の計数**に過ぎない。

債権者は、**自己防衛**のためには「**開示の充実**」に頼らざるを得ない。

市場原理の経済において、自己の**自由意思**が**尊重**される反面、行動結果は**自己責任**をもって応じなければならない。

会社法は**債権者保護**に代えて、**開示の充実**を規定している。

5. 留保利益

(1) 剰余金の配当

(2) 利益準備金と積立金

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

(1) 設 定(平成 17 年 12 月 9 日 ASBJ)

すべての会社の貸借対照表における純資産の部の表示を定める。

(2) 純資産の部の表示

株主資本と株主資本以外の各項目に区分する。

(3) 株主資本

資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分する。

(4) 株主資本以外の項目

- ① 評価・換算差額等及び新株予約権
- ② 評価・換算差額等にはその他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益等の当期の損益としていない場合の評価差額金や為替損益調整勘定等が含まれる。

(5) 資本剰余金

(6) 利益剰余金

(7) 繰延税金資産又は繰延税金負債

(8) 潜在株式

その保有者が普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準じる権利が付与された証券又は契約をいい、例えば、ワラントや転換証券が含まれる。

(9) ワラント

その保有者が普通株式を取得することのできる権利又はこれに準じる権利をいい、例えば、新株予約権が含まれる。

(10) 転換証券

普通株式への転換請求権若しくはこれに準ずる権利が付与された金融負債(以下「転換負債」という。)又は普通株式以外の株式(以下「転換株式」という。)をいう。

(11) 潜在株式が希薄化効果を有する場合

潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益が、行使前の一株当たり当期純利益を下回る場合をいう。

(12) 無調整方法

期末の株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定するが、行使による入金額の使途は考慮しない方式をいう。

(13) 自己株式方式

期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、例えば、自己株式の買受に用いたと仮定する方式をいう。

(14) 利益調整方式

期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、例えば、国債への投資又は負債の返済に用いたと仮定する方法をいう。

(15) 期末転換仮定方式

期末の株価が行使価格を上回る場合、転換証券が普通株式に転換されたと仮定する方法をいう。

(16) 転換仮定方式

一株当たり当期純利益が転換証券に関する増加普通株式一株当たりの当期純利益調整額を上回る場合、転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定する方式をいう。

(17) 修正転換仮定方式

一株当たり当期純利益が転換証券に関する増加普通株式一株当たりの当期純利益調整額を上回り、かつ、期末の株価が行使価格を上回る場合、転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定する方式をいう。

6. 株主資本等変動計算書

(単位：××円)

	株主資本									評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	計		
		資本準備金	その他	資本剰余金 計	利益準備金	その他 利益剰余金								
						××積立金	繰越利益剰余金							
前期末残高														
当期変動額														
新株の発行														
剰余金の配当														
当期純利益														
自己株式の取得、処分														
×××××														
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)														
当期変動額合計														
当期末残高														

- ① B/S の純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す(会 435② 計規 59①)
 従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握する必要が生じてきた

②

7. 純資産の部における株主資本の計数とその変動

株主資本の増加

(1) 設立時

- ①払込された金銭等の額（資本金又は資本準備金）
その額の2分の1を超えない額は資本準備金とできる
- ②設立の最低資本金制度は廃止され、制約はなくなった

(2) 株式の発行時

- ①設立後に株式引受人の募集を行ない、新株を発行した場合
その額の2分の1を超えない額は資本準備金とできる
- ②新株発行費用は当分の間、零とするものとする

(3) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転

- ①取得
- ②持分の結合
- ③共通支配下取引等

Ⅱ.自己株式の会計・税務

1. 自己株式の取得

自己株式の取得について H13 以後商法、会計基準の改正等が行われたが H18 の会社法改正に伴って、**自己株式を取得できる場合**が次のとおり整理された。下記③(株主との合意)により、財源規制等をクリアすれば自由に取得できる。

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ①取得条項付株式の条件発生による取得 | ⑧所在不明株式の買取り |
| ②譲渡制限株式の取得 | ⑨端数処理手続きにおける買取り |
| ③総会決議にもとづく取得 | ⑩他の会社の事業の全部を譲り受ける際にその会社が有する株式の取得 |
| ④取得請求権付株式の取得 | ⑪合併に際して消滅する会社からの株式の承継 |
| ⑤全部取得条項付種類株式の取得 | ⑫吸収分割に際して分割する会社からの株式の承継 |
| ⑥相続人等に対する売渡請求にもとづく取得 | ⑬法務省令で定める場合(無償取得等) |
| ⑦単元未満株式の買取り | |

(1) 自己株式(トヨタ自動車にとって、トヨタ自動車株式)は財産か、何なのか

トヨタ自動車の株式は所有者にとって価値がある財産である。しかし、トヨタ自動車が自ら所有する場合、確かに価値はあるが、自己株式は財産かという点で B/S の借方には計上せず(有価証券ではない)資産性は認識しないことになっている。(自分の借用証を買取っても資産ではない)税法上も自己株式を帳簿価額はゼロとすることになっている。

この結果、**自己株式の取引は資本取引として処理**する。上場会社等にとってはマーケットからの資金調達(増資)と同時にマーケットへの資金還流の意味(減資、市場の活性化)がある。

(2) 自己株式の取得

自己株式の取得は、発行済株式の回収であり、**資本の払戻し(減資)と留保利益の分配**の一種と見ることができる。

自己株式	1,000	／	現金預金	1,000
------	-------	---	------	-------

(3) 自己株式の処分

保有している自己株式の処分は、**実質的に新株の発行**と見る。

現金預金	1,200	／	自己株式	1,000	(高価処分)
			その他資本剰余金	200	
現金預金	700	／	自己株式	1,000	(低価処分)
その他資本剰余金	300				

<自己株式会計基準等における自己株式の処理・表示>

項 目	会計処理及び表示方法 (基本的な考え方)
自己株式の取得	<p>会社が取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除する。 (自己株式の取得を株主との間の資本取引と考えている。)</p>
期末に保有する自己株式の表示	<p>純資産の部のうち株主資本の末尾に記載し、株主資本の総額から間接的に控除する形式で記載する。</p>
自己株式の処分	<p>自己株式の処分に伴う処分差額は、株主資本を直接増減させる。 自己株式処分差益、自己株式処分差損は、その他資本剰余金の増減として処理する。 概念上資本剰余金のマイナス残高が想定されないことから、資本剰余金がマイナスとなる場合には、利益剰余金から控除することとしている。 (株主との間の資本取引であり、新株発行と同様の経済的実態を有すると考えている。)</p>
自己株式の消却	<p>自己株式を消却した場合、その他資本剰余金から優先的に充当し、自己株式の帳簿価額とその他資本剰余金とを相殺するものとし、その他資本剰余金から控除しきれない場合には利益剰余金と相殺する。 (自己株式の消却は、資本金の変更ではなく、単に発行済株式総数およびすでに取得した自己株式の帳簿価額を減少させる行為に過ぎないと考えられる)</p>

- (1) 自己株式は株主等の合意により**自由に取得**できる。
- (2) **株主総会の決議、配当可能額等の制約**はある。
- (3) 無償で取得する場合は(2)の制約はない。
- (4) その取得後、処分又は消却せず、**保有し続けることができる**。
- (5) **同族会社の判定**にあたっては、分母、分子いずれからも自己株を除く。
- (6) **法人住民税の均等割**は、自己株式を資本等の金額から除く。

2. 自己株全株取引の場合

(会 計)

(税 務)

B/S

B/S

諸資産	47	資本金	35	諸資産	47	資本金	35
		利益剰余金	12			利益積立金	12

無償	低額	額面	正価	高額
(会計で)				
① (購入、入手)				
自己株0 / 現金0	自 20 / 現 20	自 35 / 現 35	自 47 / 現 47	自 57 / 現 47 / 未 10

◎先方の仕訳 (簿価 35)				
雑損 35 / 株式 35	現 20 / 株 35 雑損 15 /	現 35 / 株 35	現 47 / 株 35 / 雑 12	現 57 / 株 35 / 雑 22

② (35 で放出の場合) 右も同じ				
現金 35 / 資剰 35	② 現 35 / 自 20 / 資 15	現 35 / 自 35 ②	現 35 / 自 47 ② 利 12 /	② 現 35 / 自 57 利 22 /

B/S		B/S		B/S		B/S		B/S	
諸 47	資 35 利 12	諸 47	資 35 利 12	諸 47	資 35 利 12	諸 47	資 35 利 12	諸 47	資 35 未 10 利 12
② 現 35	資剰 35	② 現 15	資剰 15			② 諸 Δ12	利 Δ12	② 諸 Δ12	利 Δ22

(税務で)

① (購入、入手)

自己株 35 / 資積 47	自己 35 / 現 20 利積 12 / 資積 27	自己株 35 / 現 35 利積 12 / 資積 12	自 35 / 現 47 利 12 /	自 35 / 現 47 利 12 / 未 10 資積 10 /
----------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------	---------------------------------------

◎先方の仕訳 (簿価 35)				
雑損 47 / 株式 35 / み配 12	現 20 / 株 35 雑損 27 / み配 12	現 35 / 株 35 雑損 27 / み配 12	現 47 / 株 35 / み配 12	現 57 / 株 35 / み配 12 / 雑 10

② (35 で放出の場合) 右も同じ				
現金 35 / 自己株 35	② 現 35 / 自 35	現 35 / 自 35 ②	現 35 / 自 35 ②	② 現 35 / 自 35

(②結果)

B/S		B/S		B/S		B/S		B/S	
諸 47	資 35 資積 12	諸 47	資 35 資積 12	諸 47	資 35 資積 12	諸 47	資 35 資積 12	諸 47	資 35 未 10 資積 12
② 現 35	資積 35	② 現 15	資積 15			② Δ12	資積 Δ12	② 現 Δ12	資積 Δ22

3. 合意取得の場合の手続の原則

(会社法第 156 条①の規定による)

先ず、自己株式取得のための授権決議を得るために（臨時）株主総会を招集する（会 156）

あらかじめ株主総会の普通決議により、①取得する株式の数、②取得と引換えに交付する金銭等の内容および総額（限度）、③その決議に基づき自己株式を取得できる期間（最長 1 年）、を決める（会 156①）。

この前に、自己株式（取得する株式）の評価を行っておく必要がある。評価額は、通常取引価額（時価）ということになり、法人税法による時価の算定（法基通 9-1-13、14 等）が必要となる。

さらに、具体的に取得するそのつど、①取得する株式の数、②交付する金銭等の内容および数もしくは額、またはこれらの算定方法、③交付金銭等の総額、④株式の譲渡しの申込期日、を定めなければならない（会 157①）。取締役会設置会社の場合には取締役会の決議によらなければならない（会 157②）。

つぎに、上記①～④を決めたら、その内容を全ての株主に通知する（会 158）。つまり、会社法は全ての株主のうちで当該条件にて売却したいと希望する株主に譲渡しの申込みのチャンスを与えるべく配慮している。

その通知により条件等の内容を知った株主のうちで、その条件ならば自分も売却したいと希望する株主は売却希望株式数を会社に伝える（会 159）。

それにより、会社が取得することとしている総数を申込総数が上回る場合には総平均法により按分計算で売却申込株式数に応じて株主から会社が買い取ることになる（会 159②）。

特定の株主からの取得の手続き

(会社法第 160 条①の規定による)

上記との違い

- ① 決議要件は特別決議となる(会 160②、③)
- ② 特定の株主に自己をも加えることができる旨(会 160②、③)
- ③ 1 株当りの買受金額の通知(会 157①、②)
- ④ 特定株主以外からの買取請求(会施 29)
- ⑤ ②は定款変更の特別決議で排除可(会 160②、③)

【会社法第 156 条】 普通の場合の合意取得

I 自己株式取得のための授権決議（会 156） （臨時）株主総会の招集（取締役会の決議） 株主総会の普通決議

- ① 取得する株式の数
- ② 引換えに交付する金銭等の内容および総額（限度）
- ③ 株式を取得できる期間（決議から 1 年以内）



II 取得価格等の決定（会 157）

実際に取得する際に、そのつど、取締役（代表取締役、取締役会設置会社は取締役会の決議により）が決める（会 157① I， II）。

- ① 取得する株式の数
- ② 1 株ごとの交付金銭等の内容、数もしくは額、またはこれらの算定方法
- ③ 交付する金銭等の総額
- ④ 株式の譲渡しの申込期日



III 株主に対する通知等（会 158）

上記①～④を決めた場合にはそのつど、全ての株主に対してその①～④の事項を通知しなければならない（①）。

すなわち、全ての株主に売却参加権がある。



IV 売却希望株主による譲渡しの申込み（会 159）と売買の成立

- ・ 売却希望株主は会社にその申込株式の数を知らせる（①）。
- ・ 上記会社法第 157 条の④の日に会社は譲受けを承諾したとみなされ、売買契約成立（②）。
- ・ 申込株数の方が多い場合には、割合按分により取得の承諾をしたものとみなされる（②）。

【会社法第 160 条】 特定株主からの取得

4. 自己株式の消却

1. 取締役(会)の決議による(会 178①②)
2. 消却する自己株式数の決定
(株式の消却は自己株式の消却だけに一本化され、自己株式を取得した後に消却する場合だけとなった)
3. 定款変更、授権枠変更の決議は不要
4. 発行済株式総数の変更登記は必要
5. 自己株式を消却しても、発行可能株式総数(従来の授権株式数)は減少しない、すなわち、消却した自己株式相当分について、再度新株を発行することができる
6. 仕訳は **Dr**、その他資本剰余金／自己株式 資本剰余金がゼロ等の場合は利益剰余金から減額
7. 税務処理

5. 相続人からの合意取得の特例(会 162)

譲渡制限会社は、相続取得等された株式を合意取得(会 156、160)する場合には、原則として、その他の株主を「特定の株主」等に加える請求を認めなくともよいこととしている。

(1) 自己株式取得のための授権決議(会 156)

- ① 相続人等を「特定の株主」とする株主総会の特別決議(会 160①、162)により、自己株式を取得する場合、株主への通知(会 158①)を相続人等に対してのみ行うことを定めることができる。
- ② 相続人等が複数人の場合、それらのうち特定の1名以上を「特定の株主」とする決議を行うことが認められる。
- ③ 譲渡人になる株主にはこの株主総会での議決権はない。

(2) 取得価格等の決定(会 157)

取締役会等が決める。

(3) 「特定の株主」となった相続人等へ通知(会 160⑤、158)

(4) (3)の相続人等株主による譲渡の申込みと売買の成立

(5) 上記の譲渡希望株主は、相続等による取得後の株主総会において議決権行使をした場合は、「特定の株主」としての地位は失い、他の株主からの譲渡申込みも受け付けなければならない。

(6) 上記の特則には、期間制限がなく、当該相続人の議決権行使前なら3年後であってもこの対象となる。

(イメージ)

相続開始 — 相続人等を「特定の株主」とする特別決議 — 特定相続人からの合意取得

6. 相続人等に対する定款の定めによる強制取得(会 174)

(1) 定款にその旨を定める株主総会の決議(会 174)

(2) 実際の取得に際しての売渡請求の内容の決定(会 175)

(3) 売渡しの請求(会 176)

- ① 相続等の開始があったことを知った日から1年以内に上記の株主に対する売渡しの請求
- ② 財源規制あり(会 461①V)

(4) 売買価格の決定(会 177)

20日以内に価格協議が整わなかった場合、または裁判所への申立てがなかった場合には、請求は効力を失う。

問題 4 (264)

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(企業会計基準第 1 号)に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 自己株式については、資産説と資本控除説がある。両説について説明した上で、企業会計基準第 1 号がいずれの説に依拠しているかを述べなさい。
- 問 2 その他資本剰余金の残高を超える自己株式処分差損をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額することの可否について論じなさい。

〈基本問題〉

1. 企業会計基準第 1 号に基づき、自己株式の取得及び保有の会計処理について説明しなさい。
2. 自己株式の取得及び保有の会計処理が 1 のように行われることとなった理由を説明しなさい。
3. 企業会計基準第 1 号に基づき、自己株式の処分の会計処理について説明しなさい。

1. (1)資本控除説 — 自己株式の取得は、株主との資本取引であり、会社財産の払戻しの性格を有することから、資本の控除とする。
(2)資 産 説 — 株式は失効しておらず、他の有価証券と同様に換金性もあり、資産の性格を有するとする。
国際的な会計基準は一般に(1)とされており、会計基準も(1)によっている。
2. その他資本剰余金の負の残高とすべきという意見もあるが、払込資本の残高が負の値となることはあり得ないとして、利益剰余金で補填するほかないと考える。

問題 5 (269)

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(企業会計基準第1号)に関する次の各問に答えなさい。

問1 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用については、①損益計算書に計上する方法と、②取得に要した費用は取得価額に含め、処分の及び償却時の費用は自己株式処分差額等の調整とする方法がある。両方法の論拠を述べた上で、企業会計基準第1号がいずれの方法を採用しているか述べなさい。

問2 「資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない」旨が定められている理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 企業会計原則の一般原則3「資本と利益区別の原則」の内容を説明しなさい。
2. 自己株式の処分及び消却時の帳簿価額の算定について説明しなさい。
3. 自己株式の取得及び処分の認識時点について述べなさい。

1. (1)付随費用は資本取引でないと考えP/Lに計上する。
(2)実質的には自己株式本体との取引と一体のものと考え資本取引とする。新株発行費用を株主資本から減額していないこととの整合性もあり、企業会計基準は(1)を採用している。
2. 従来から、資本性の剰余金と利益性の剰余金は、払込資本(元入)と果実を区分する考え方から、混同してはならないとされてきた。

Ⅲ. 正当な自己資本コストの認識

- (1) 株主の期待収益率
- (2) 自己資本コストの再考と企業価値の増加

自己資本コストの認識

B/S	
現預金	諸負債
(1) 在庫投資	他人資本コスト
(2) 設備投資	
(3) 建設投資	純資産
(4) 技術革新	自己資本コスト
その他	

自己資本コストの認識

P/L	
売上高	コスト負担主体
売上原価	収益性コスト
販管費	収益性コスト
支払利息	他人資本コスト
純利益	自己資本コスト

(3) 正当な自己資本コストの認識

先日、金融庁の企業財務研究会「上場企業の投資家から見た資本政策面の課題」に参加した。株主にとって資本を持つこと、即ち株式投資を行う目的は、様々の意味での投資収益（**株主の期待収益率**）をあげることである。このことを**投資を受ける側**は十分に認識をしなければならない。この点については閉鎖的な中小企業も内外の公開上場企業も区別はない筈である。ところが、中小企業においてはその認識のレベルが極めて低いように感じる。上場企業の資本（株主）は当然に**自己資本コスト（Cost of Equity Capital）**を要求し、企業も自己資本コストを**経営上のコスト**として認識している。即ち企業は想定した自己資本コストを超えるような成果（利益）をあげなければ、**株主の支持**は得られず**企業の存続**も難しいということになる。

中小企業においても、企業経営における**自己資本コスト**を再考してみる必要がある。企業は**P/L（損益計算書）**において、収益から差引かれる売上原価、販管費、借入利息、税金などという**コスト**を負担しており、**利益**を**資本のコスト**として認識するのが当然である。また、**B/S（貸借対照表）**では、負債・資本の部において、**仕入債務**（取引先の儲けというコスト）、**借入金**（利息というコスト）等の**コスト**を負担している。従って、**自己資本**に対するコストを負担することは当然である。ところが中小企業において、**利益**に対する**資本コスト**、いくら利益をあげて株主に応えるかの認識が不足しており、**自己資本**に対する**コスト**はいくらかの意識も希薄である。**利益**は企業の社会的活動の成果であり、資本に対する**当然のコスト**と考える必要がある。

当然と言えば当然すぎることではあるが、**株主も投資コスト**を負担している。目先の配当ばかりではないとしても投資した企業の価値の増加を望まないわけはない。株主の満足に値する**期待収益率**が最低限の**自己資本コスト**である。自己資本コストを認識した経営を行うことが、**ROE（Return on Equity、株主資本利益率）**を高め、自己資本コストを上回る**ROE**が**企業価値の増加**となる。

ドラッカーは利益は目的ではなく、**企業継続の備え**という。それは**経営成果の尺度**であり、**リスクに備え**、将来の**イノベーション**や**事業拡大**の可能性を保証するものであり、単に投資家等に配当することを超えて企業価値の増加が重要ということである。投資家もまた企業価値の増加により基本的な収益を得る。**他人資本（借入金）**に金利を認識するように、**自己資本**についてもコストを認識することが**企業の永続的発展の為**には必要と思われる。中小企業も自己資本コストを認識し、それをコスト化した経営を行うことが**企業継続の必須条件**であり、**企業財務の基本課題**とすべきである。これは大きくは**日本経済の課題**でもある。

(4) 正当な自己資本コストの認識(2)

自己資本の認識の必要性について、前回は対外的な観点から述べたが、経営管理の上から再度述べたい。

自己資本利益率 (ROE, Return on Equity) の必要性は、他人資本に金利を認識する必要があるのと同様で、それは使用総資本利益率 (ROI, Return on Investment) を見ればよく解る。ROI は次のように計算される。

$$\begin{aligned} \text{使用総資本利益率 (ROI)} &= \frac{\text{純利益}}{\text{使用総資本}} = \frac{\text{純利益}}{(\text{他人資本} + \text{自己資本})} \\ &= \textcircled{\times} \text{純利益} \times \frac{\text{他人資本}}{(\text{他人資本} + \text{自己資本})} + \text{純利益} \times \frac{\text{自己資本}}{(\text{他人資本} + \text{自己資本})} \\ &= \frac{\text{純利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{使用総資本}} \quad \textcircled{\times} \geq \text{支払利息である必要あり} \end{aligned}$$

即ち ROE は ROI を構成する二つの柱の一方の柱であり、両者が相俟って企業の投資効果を表現する。

使用総資本は、経営に投下 (投資) された総資本であり、支払利息又は投資収益と貸付回収又は投資回収を要求するのが当然である。その上で企業は売上利益率及び使用総資本の回転率を設定することになり、その過不足は他人資本と自己資本の抛出の妥当性や分配の妥当性の検討へとつながる筈である。ROI 分析が企業の長期経営計画と資本支出計画の基本となる所以である。

自己資本とその利益率の認識の必要性は経営管理体制とも大きなかかわりがある。それは自己資本利益率の管理レベルが経営の質を決めるからである。自己資本について、会社全体で管理しているというのでは管理が行われていないのに等しい。あるべき自己資本を設定し、それを事業部門ごと、関連会社ごとに対して自己資本利益率が充分か否かの検討が必要である。自己資本利益とは支払利息及び税金等控除後の利益である。それは部門別等損益計算書のボトムラインであり、部門別貸借対照表の純資産増加率である。

企業の資産が、他人資本と自己資本によって成り立っており、他人資本と自己資本がその投資成果を要求している図はバランスシートを見ればよく理解できる。(他人資本は利息を、自己資本は期待収益を・・・) 結局、資本により取得された資産の効果的運用がマネジメントの役割と成果で、それを計測する尺度が使用総資本利益率であり、また自己資本利益率である。そして自己資本は他人資本から見れば借入金の返済能力でもある。自己資本に充分に応える経営をすることが健全経営であり、企業継続の必須条件である。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (90)

資本剰余金と利益剰余金の区別に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 企業会計上、資本金及び資本剰余金と利益剰余金の区別が要求される理由を述べなさい。
- 問2 会計主体論と企業会計上の資本金及び資本剰余金の範囲との関係について説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 資本金及び資本剰余金と利益剰余金を区別することによって達成される目的を3つあげなさい。
2. 企業会計原則における資本の分類について述べなさい。
3. 資本概念につき、企業会計原則の立場から説明しなさい。

1. 区別の理由

利益剰余金 — 期間損益の累計であり、投下資本の回収剰余である。

資本金、資本剰余金 — 元手としての資金投下である。

これは正確な期間損益計算の上からも必要である。

2. (1)資本主体論 — 企業の株主の集合体としてとらえる。株主の責任限度は資本金及び資本剰余金とも考えられる。

(2)企業主体論 — 企業を株主から独立した実態、社会的な生産、分配制度としてとらえる。株主の資金の提供者として／

意義はうすれ、資金の拠出者の範囲が広がる。(社会的存在としての企業)

問題 2	(96)
------	------

自己資本に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 工事負担金の会計学上の性格について、株主の権利と関連させて論じなさい。
- 問 2 資本的支出にあてられた国庫補助金(建設助成金)は資本剰余金であるとする考え方の論拠を箇条書きに 3 つあげなさい。
- 問 3 「保険金の受取り」という取引の特性と関連させて、保険差益が資本剰余金であるとされる理由を簡潔に述べなさい。

〈基本問題〉

1. 株式払込剰余金の会計上の性格について述べなさい。
2. 保険差益の会計上の性格に関する資本剰余金説と利益剰余金説について述べなさい。
3. 国庫補助金の会計上の性格に関する資本剰余金説と利益剰余金説について述べなさい。

1. 電気、ガス等の事業者に対する利用者からの資金拠出である。資本拠出として資本剰余金として処理すべきとの考えはあるが、資金提供者としての議決権や配当請求はないので資本剰余金とすべきではない。
2. (1)国庫補助金の交付が維持すべき建設助成の場合
 (2)国庫からの自己資本の拠出と考え、企業内部に維持すべきという考え
 (3)国庫補助金を利益として課税所得とすると税金分は国庫補助金の実効性が失われる
3. 保険事故という不本意な財産転換を利益剰余金とすると固定資産に投下された資本価値修正とすると損害資産の復元が不可能となる。

問題 3 (260)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号)において、新株予約権と少数株主持分が、株主資本とは区別されて純資産の部に記載されることとなった理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 企業会計基準第5号において、これまでの資本の部を純資産の部に代えた理由を述べなさい。
2. 企業会計基準第5号に基づき、純資産の部の区分について説明しなさい。
3. 純資産の部が2のように区分されることとなった理由を述べなさい。

1. (1)新株予約権は、返済義務のある負債ではなく、純資産の部に記載することとされた
(2)少数株主持分は、返済義務のある負債でもないため、純資産の部に記載することとされた
また、(1)、(2)いずれも親会社株主に帰属するものではないので、株主資本とは区別されている。
2. 評価・換算差額金
その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益等は、資産又は負債の時価をB/S 価額としているが、P/L を通していない。従って株主に帰属する株主資本と区別して表示する。

IV. 税務上の利益積立金

1. 利益積立金の意義

法人の純資産額から資本金等の額を控除した残額を意味し、企業会計上の利益剰余金に相当する。

それを法人税法は、利益積立金とは、法人の所得のうち、政令で定める留保金額の累計額というとしている。(法2十八)

2. 利益積立金を明確にする税務上の必要性

- (1) 会計上の利益剰余金と差異がある
- (2) 資本の払戻し時に利益の配当とみなされる額を明確にする(法24①三)
- (3) 同族会社の留保金の計算

3. 利益積立金の内容

$$\text{利益積立金} = (1) - (2)$$

(1) 各事業年度の所得等の金額

次の各項目を加える

- ① 収用換地等の場合の5,000万円の特別控除額
- ② 受取配当等の益金不算入額、還付金等の益金不算入額
- ③ 繰越欠損金の損金算入額
- ④ その他

(2) 各事業年度の欠損金額

次の金額を加える

- ① 法人税、法人住民税
- ② 剰余金の配当等
- ③ 自己株式の取得等のうちみなし配当となったもの
- ④ その他

社会、経済政策上の措置による課税所得等とならなかった分も留保した分は利益積立金に含めるとされている。また、納付が予定されている法人税等は未払計上の有無にかかわらず、マイナスの積立金とされる。

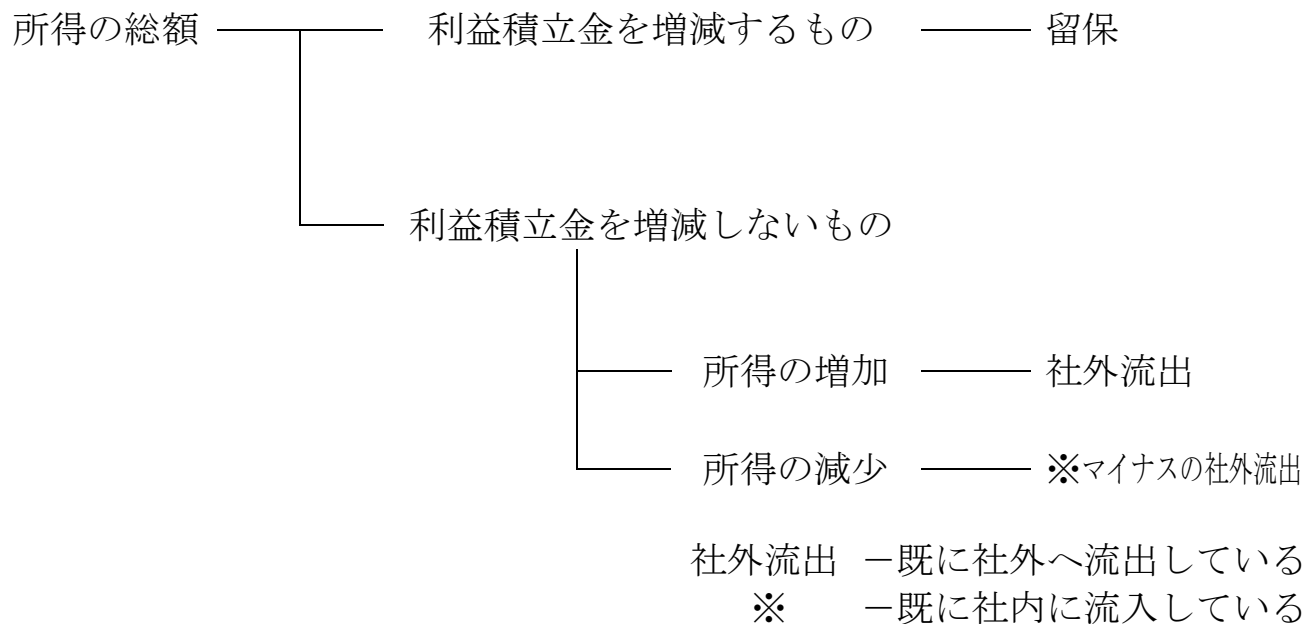
4. 利益積立金の性格

所得等の金額から留保された利益積立金額は、法人税の①課税関係が終了した積立金であるとともに、②所得税の課税関係が未済の積立金のいう意味をもっている。

例えば、減価償却超過額は、会計上の利益剰余金とはならなくても、法人税の利益積立金(課税済)を構成する。

2. 別表四の構造

$$\text{総額} = \text{留保} + \text{社外流出} - ※$$



3. 別表五の構造

4. 別表四と別表五の記入原理

V. 種類株式

1. 種類株式とは

株式の内容は同一であるのが原則(株主平等の原則)である。しかし、例外的に普通株式とは異なる内容の**9種類の種類株式**の発行が認められている。

(1) 普通株式の権利

- ① 剰余金配当(利益配当等)請求権
- ② 残余財産分配請求権
- ③ 議決権

(2) 種類株式

内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合の株式を**種類株式**という。

(3) 株式の種類（株式に着目して、特別の定め）

No.	種類株式	異なる内容
(1)	剰余金配当優先株式等	剰余金の配当
(2)	残余財産分配最優先株式等	残余財産の分配
(3)	議決権制限株式	株主総会において議決権を行使することのできる事項
(4)	譲渡制限株式	譲渡につき会社の承認を要すること
(5)	取得請求権付株式	株主が会社にもその取得を請求できること
(6)	取得条項付株式	会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得できること
(7)	全部取得条項付種類株式	その種類株式について会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること
(8)	拒否権付株式(黄金株)	株主総会(取締役会設置会社においては株主総会又は取締役会)において決議すべき事項のうち、その決議のほか、種類株主総会の決議あることを必要とするもの
(9)	取締役・監査役を選解任権付株式	種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること

(4) 属人的株式（株主に着目して、特別の定め）

新しい会社法では、**属人的に**株主ごとに一定の事項について異なる取り扱いをすることができる。(50頁 参照)

(5) 種類株式とは別の特別の定め

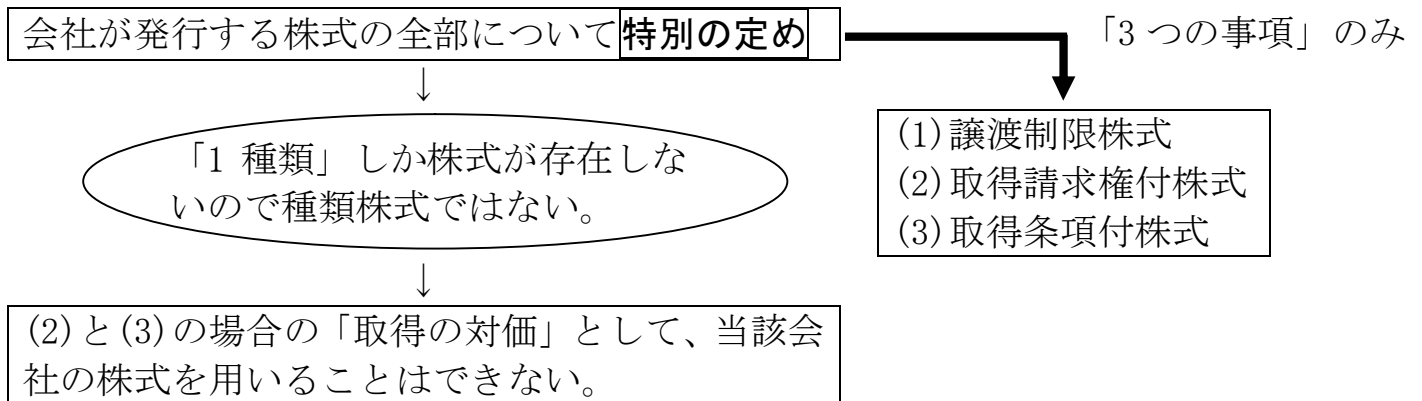
発行する全部の株式についての特別の定め

種類株式とは別に、特別に会社が発行する株式の全部を普通株式とは異なった内容にできるのは、次の3つの項目だけである。

特別の定め(会社法 107①)により発行できる

- ① 譲渡制限株式
- ② 取得請求権付株式
- ③ 取得条項付株式

上記の①～③は、種類株式としての発行も認められているが、特別の定めをした場合は、①～③の一種類の株式のみしか存在せず、**種類株式は無くなる**。



2. 剰余金の配当等

(1) 剰余金配当優先株式等

(2) 残余財産分配優先株式等

(3) 議決権制限株式

(4) 譲渡制限株式

5. 取得請求権付株式

6. 取得条項付株式

7. 全部取得条項付種類株式

(1) 目的と意義

株主総会の決議があれば、その株式のすべてを会社が取得できるとすることであり、100%減資を円滑に行うために創設された制度といわれている。100%減資とは、倒産状態にある会社を立て直す際に、株主を入れ替えて、新たな出資を募るため、株式をすべて消却してしまうことである。

(2) 本件株式の方法等

- ① 本件株式の設定・取得は、株主総会の特別決議で決める
- ② すでに発行済の株式を定款を変更して、本件株式にする場合
- ③ 新たに本件株式を発行するために定款を変更する場合
- ④ ②又は③に基づき、本件株式を会社が取得する

(3) 会社による本件株式の買取方法等

会社(支配株主等)は、かかえている問題点(少数反対株主等)の対応・対策を準備することができる。

- ① 本件株式の取得価額は、取得決議の時に決める
即ち、取得条項付株式のように、あらかじめ決めておく必要はない
- ② 取得対価は、金銭及び別の種類の株式等である
- ③ 取得する時期は自由に決定できる
- ④ 反対株主の買取請求権
- ⑤ 株式を取得する際の対価の総額の制限
- ⑥ 具体的な活用方法
 - (イ) 事前に発行可能株式として、普通株式と本件株式を定款で定めておく、新たに加わる株主には、本件株式を発行
 - (ロ) 敵対的な株主の排除
 - (ハ) 少数株主の権利の悪用対策
 - (ニ) 新たな本件株主(含む従業員)が、パートナーとして適当な時は、その本件株式を会社が取得し、新たな普通株を割当てる
 - (ホ) パートナーとして不適当な時は、会社が取得し、出資金を返還する

8. 拒否権付株式

9. 取締役・監査役の選解任権付株式

10. 属人的株主

(1) 種類株式とは会社法の定める例外的な種類の異なる株式である。

(原則)

(例外)

原則的には
普通株式
(株主平等の原則)

例外的に
9種類の種類株式
(例外的な定め)

(2) 属人的株式とは、会社法の定める例外的な株主ごとの取扱いの異なる株式である。

- ① 公開会社とは、株主ごとに異なる取扱いをすることは認められない
- ② 非公開会社は、株式に着目するのではなく、株主自身に着目して、
- ③ (イ) 剰余金配当請求権、(ロ) 残余財産分配請求権、(ハ) 議決権について株主ごとに異なる取扱いを行うことを定款で定めることができる。